

第6期松阪市障がい者計画等策定業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、第6期松阪市障がい者計画等の策定業務について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第6期松阪市障がい者計画等策定業務

(2) 業務の内容

別紙1「仕様書」による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 見積限度額

6,372,000円（税抜）（債務負担行為の設定有）

（うち、令和7年度の限度額 3,949,000円（税抜））

※限度額を超えての提案は無効とする。

3. プロポーザルに係る日程

項 目	年 月 日
ホームページ公告	令和7年7月23日（水）
質問書の提出期限	令和7年7月31日（木）
質問書の回答期限	令和7年8月 4日（月）
参加申請書兼誓約書等の提出期限	令和7年8月 6日（水）
参加資格審査結果通知日	令和7年8月 7日（木）
企画提案書等審査資料の提出期限	令和7年8月22日（金）
プレゼンテーション実施日	令和7年9月 1日（月）（予定）
審査結果通知及び契約締結	令和7年9月上旬

4. 参加資格要件

(1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿（業務委託）の大分類「調査検査業務」の中分類「計画策定・コンサルティング」に登録され、かつ品目「各種計画策定」に○のあるものであること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 令和元年度以降、三重県内の地方公共団体で障がい関連計画（障害者計画又は障害福祉計画・障害児福祉計画）の策定業務実績を有していること。
- (9) 個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者はプライバシーマークの認証を取得かつ更新実績が 1 回以上あること。

5. 参加申請書兼誓約書等の提出について

- (1) 提出場所：「1 2. 所管課（問い合わせ先）」に記載の所管課
- (2) 提出書類：提出書類は下記の①～④とする。
 - ①様式第 1 号「参加申請書兼誓約書」
 - ②納税に関する証明書（発行から 3 か月以内のもの）
※法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類又はその写し
 - ③令和元年度以降、三重県内の地方公共団体で障がい関連計画（障害者計画又は障害福祉計画・障害児福祉計画）の策定業務実績を有していることを証明する書類（契約書の写し等）
 - ④JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（写し可）
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時まで

6. 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

- (1) 通知日：令和7年8月7日（木）
- (2) 通知方法：文書及び電子メールにより全ての参加者に対して通知する。

7. 質疑について

質疑がある場合は期限までに FAX もしくは電子メールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：様式第2号「質問書」
- (2) 提出方法：「12. 所管課（問い合わせ先）」に記載の所管課まで、FAX もしくは電子メールで提出すること。
また、送信した際にはその旨を電話連絡すること。
- (3) 提出期限：令和7年7月31日（木）17時まで
- (4) 回答方法：提出期限までに質疑の提出があった場合は、質疑者の名称等を伏せた上で、令和7年8月4日（月）17時までに随時回答を市ホームページへ掲載する。

8. 企画提案書等審査資料の提出等について

- (1) 提出場所：「12. 所管課（問い合わせ先）」に記載の所管課
- (2) 提出書類：提出書類は下記の①～⑥とする。
 - ①企画提案書…正本1部、副本6部
 - ②会社概要（パンフレットも可）…1部
※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。
 - ③提案見積書（様式第3号）…1部
※内訳明細書（経費内訳がわかるもの、任意様式）を添付すること。
※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。
 - ④委託業務実績書（様式第4号）…1部
 - ⑤主担当者経歴書（様式第5号）…1部
 - ⑥業務実施体制（様式第6号）…1部
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和7年8月22日（金）17時まで

9. 企画提案書の作成について

- (1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書き

とする。

- (2) 別紙1「仕様書」の内容に基づいた記載とすること。

10. 審査について

(1) 審査方法

本市においてプレゼンテーションを実施し、審査評点の合計点を参考に審査委員会の中で総合的に判断し、優先交渉者及び次点者を決定する。プレゼンテーションは、企画内容の説明を20分、審査員からの質疑回答10分の計30分とし、事業者の出席人数は3名以内とする。企画内容の説明は、企画提案書の内容及び提出書類のみとし、パソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。）。なお、プレゼンテーションの開始時間及び開催場所は、参加申請書兼誓約書等の提出後に電子メールで別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに文書により通知する。

(3) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を優先交渉者として決定する。

11. その他

- (1) 企画提案に要する経費については、参加者負担とする。

- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

- (3) 参加申請書兼誓約書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を令和7年8月22日（金）17時までに、所管課へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡することとし、必ず書留又は簡易書留とすること。

- (4) 企画提案書等審査資料に虚偽の記載があった場合は、失格又は無効となる場合がある。

12. 所管課（問い合わせ先）

松阪市健康福祉部障がい福祉課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

T E L : 0598-53-4059 F A X : 0598-26-9113

E-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp